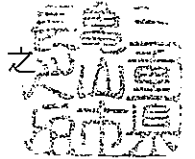


亀山市告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内において字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成27年2月19日

亀山市長 櫻井 義



亀山市関町白木一色字山田に編入する区域

亀山市関町白木一色字一色1500番に隣接する道路である公有地の一部及び1501番に隣接する道路である公有地の一部